

連邦通常裁判所刑事判  
例集第一七卷二〇一頁

四〇 裁判長は、事情によっては裁判所の

評決によらないでも裁判長専属の法廷  
警察権によって傍聴人に退廷を命じる  
ことができる。

しかしながら、裁判長の執った措置  
に法律上の理由がなかったり、その他  
裁判長の執った措置が裁量権の限界を

。 超えた場合は、公開の規定に違反する

〔参照条文〕 裁判所構成法第一七六条、刑事訴訟法第三三八条第六号。

T (姓の頭文字) なにがしに対する第一刑事部一九六二年四月一〇日第一刑事部判決

1 STR 22 / 62 (原審) ヴァルツフト陪  
審裁判所

## 判旨

被告人は、陪審裁判所により重懲役に処せられた。

被告人は、訴訟手続上および実体法上の理由から有罪宣告を攻撃して上告した。上訴は、もともと訴訟法上の理由に基づいて（刑事訴訟法第三三八条第六号）行われなければならない。

陪審裁判所の長は、当時の地方裁判所長で

あった。第二回公判期日に、マティルデ・D  
なにかしなる婦人が証人として尋問を受けた  
。彼女は、尋問中に異常に興奮し、わっと泣  
き出したりさえした。彼女の尋問中に、公判  
は、暫時休憩した。裁判所が証人のことを考  
慮して休憩したのか、それとも出頭していた  
鑑定人に急に電話があつて休憩したのか、当  
刑事部は、確かなことをつきとめることがで  
きなかった。いずれにせよ、裁判官が一時退  
廷したときに、いまなお泣いていたDなにか

し婦人の世話をしたのは、傍聴人として列席していた警部Sなにがしであった。裁判官が再び出廷したとき、Sなにがしは、裁判長にあてた一枚の紙きれを裁判官席の机の上に置いた。それにはこう書いてあった。Dなにがし婦人は、目下気分を悪くしています。ことによると、神経障害のためかもしれない。

裁判長は、警部のこのような行動は訴訟指揮権への干渉であると受け取り、このような干渉は禁止すると宣告した。Sなにがしに向

かってこう宣告すると同時に、裁判長は、次のように発言した。自分、裁判長は、君が出て行ったら清々する、と。検察官の供述によれば、裁判長は、Sなにがしに退廷を求めたという。警部Sなにがしは、書類をまとめ、退廷した。このすぐ後で、裁判長は、こう宣告した。何の用もない警察官など法廷では見かけたくないものだ、と。——裁判長が後に行つた上述の職務上の証言から判明することであるが、裁判長が傍聴人に対してその措置

を執ったときに立脚していた考えは、法廷警察権を行使する行動であるというものであった。

このような考えに対しては、こう言わなければならぬ。裁判長が執った法廷警察上の措置それ自体は、上告して争うことができな  
い（新法律週報一九五七年二七一頁第二一号  
所収の連邦通常裁判所判決参照）。しかし、  
被告人の反対尋問権を不当に制限したり、真相の究明を害したり、公開の原則（裁判所構

成法第一六九条)に違反すれば、別である。上告理由は、裁判長の執った措置が訴訟手続の公開を不当に制限したと主張する。それはもっともである。

当刑事部は、連邦通常裁判所刑事判例集第三卷三八六、三八八頁において——この点においてにはライヒ最高裁判所刑事判例集第六四卷三八五頁以下から離れて——こう判示した。裁判所構成法第一七〇条ないし第一七四条、第一七五条および第一七七条は、個々人に



公判列席を禁止する理由を全部列挙しているわけではない。むしろ、傍聴人に対する証人尋問が行われることを考慮して退廷を命じた（刑事訴訟法第五八条第一項）、当該法廷で審理されている同一事件で傍聴人に対する捜査手続が行われているということとで退廷を命じる場合でさえ、公開主義を不当に制限することは拒否されなければならない。

しかしながら、本件は、このような訴訟法上の特殊な事情に関わるものではないし、連

邦通常裁判所が一九五二年四月一七日の判決

—— 4 STR 210 / 51 (ドイツ法月報一九五

二年四一〇頁所収のダリンガー論文) および

一九五九年六月二六日の判決—— 4 STR 66

/ 59 (判例集) 六頁) で判示しなければな

らなかつたような訴訟状態に関わるものでも  
ない。

裁判所構成法第一七五条第一項の適用の可  
否や適用の範囲が問題なのでもない。裁判長  
自身が行った信憑性のある職務上の供述によ

れば、裁判長は、警部が前日と同じように再びかなり簡単な夏着で出頭して、鑑定人席に座り、書類をめくっていることに裁判長が立腹していた。とは言っても、これが干渉の原因になったのではなかった。

むしろ、裁判長は、既に述べた紙きれ事件で警部に退廷を命じたのである。この措置を自分が理解するような法廷警察権に基づいて執ったのである。本件で決定しなければならぬのは、裁判長がこの法廷警察権の限界内

に止まったかどうかである。裁判所構成法第一七六条によれば、法廷の秩序維持は、裁判長の責務である。しかも、この秩序を維持する方法、ことに摩擦がないように公判手続を終わらせる方法については、裁判長に裁量権が付与されている。それは事の性質上当然であり、法律がここには（裁判所構成法第一七五条第一項、第一七七条および第一七八条と異なり）何らの例も挙げていないことから推論される（レーヴェルローゼンベルク・裁

判所構成法におけるシェーファーの第一七六条注解2bをも参照)。通説によれば、法廷警察権は司法権の独立に由来するとされるが、これは右の解釈と一致する(ケルン・裁判所構成法第二版二二九頁)。裁判所構成法第一七六条にいう意味での秩序措置と考えることができるのは、まず第一に指示、戒告および強制処分である(ケルン二三〇、二三一頁)。しかし、極端な場合も考えられ、裁判長は、法廷秩序を(たとえば脅迫的な呼び掛け

とか騒乱によって）根本的に妨げた傍聴人には  
法廷警察権（裁判所構成法第一七六条）に  
基づいて自ら退廷を命じてさしつかえがない  
。このような場合に、極めてひどい秩序違反  
があっても裁判長はまず裁判所全体の評決と  
いう鈍重な装置を動かさなければならぬと  
いうのでは、訴訟指揮の威信や秩序ある訴訟  
手続にはひどく有害であるだろう。このよう  
な妨害者に退廷を命じても、とくにこの措置  
がひとりの妨害者だけか、二、三名の妨害者

だけにしか関わらず、それ以外では公開主義を制限したり侵害しない限り、公開主義（裁判所構成法第一六九条）を侵害することはない。このような平和の妨害者が妨げられもせず、列席し続けるなどということは、立法者が公開保障を創設するときには念頭に置いていなかったのである。

それにもかかわらず、裁判長によって執られるこのような特定の傍聴人の退廷措置は、例外状態に限定しておかなければならない。

とくに、裁判所構成法第一八二条は、局外者に対する法廷警察上の措置については調書に記載することを定めていないからである。第一四篇（「公開および法廷警察」）における重大で痛烈な措置は、合議裁判所の場合には確かに裁判所の掌中において、裁判長個人の掌中にはない。

本件の場合にはいずれにせよ、裁判長は、警部に退廷を命じたことで裁判所構成法第一七六条が付与する義務相応的な裁量権の限界



を超えたのである。傍聴人は、明らかに良いことだと考えて、入廷した裁判長あてに目立たないように——まったく外交的ではなかったが——報告を伝えたのであるが、これによって裁判所の尊厳や威信が害されることも、公判手続の手はずどおりの進行が害されることもなかったのである。とりわけ、——これが決定的であるが——裁判長が執った措置は、最後に激昂して警察官一般について述べたところが明らかにしているように、傍聴人で

あつた警部個人に向けられたというよりは、刑事警察に所属する者全員に入廷を禁止する意味を有していた（基本法第三条第一項）。困難で、緊張に満ちた公判手続のなかで裁判長が取った反応は、人情的には分かりすぎるくらいよく分かるものである。いずれにせよ、不機嫌になつてその措置を執つたことで、裁判長は、もはや裁判所構成法第一七六条が付与した権能内に止まることがなかったのである（ライヒ最高裁判所刑事判例集第三〇卷

二四四頁、第六四卷第三八八頁、ならびにハ  
ーン・資料集第一卷第二部九八二頁所収の裁  
判所構成法に対する委員会報告書「おそらく  
激昂して行われた処分」、さらにハーン第一  
卷第一部八四一—四頁所収の第二読会議事録  
参照）。

したがって、裁判長が公判手続になお列席  
し続ける意思をもっていた傍聴人に退廷を命  
じる措置を執ったことは、公開主義の規定（  
裁判所構成法第一六九条）に違反する。他の

傍聴人が法廷内に留まっていたということは、公開主義の基本的な意義（連邦通常裁判所刑事判例集第二巻五六、五七頁）に照らしてみれば、本件のような事例では取るに足りないことである。したがって、被告人に対する原判決は、刑事訴訟法第三三八条第六号の強行規定により法律違反に基づいたものとして、よって確定して破棄するものとする。